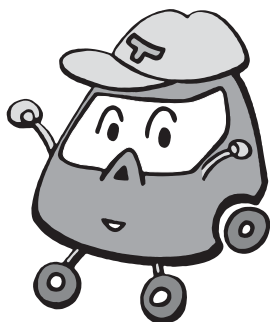


兵ト協ニュース

2009.7 No.276
.....



南光のひまわり(佐用町)



もくじ

○ 兵ト協 新役員決定	1
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 毒物及び劇物輸送の適切な取扱いについて	3
メールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信について	4
(環 境) 引越業務をされる事業者のみなさまへ(お願い)	
家庭の引越廃棄物の処理について	5
(兵庫県) 平成21年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱	7
○ 大阪府からのお知らせ	
大阪府生活環境の保全等に関する条例違反事件被疑者の逮捕について(周知)...	10
○ 高速道路からのお知らせ	12
○ 事務局からのお知らせ	
平成21年度自家用軽油供給施設整備支援助成事業の概要	13
運行管理者試験事前講習会開催のご案内	14
ドライブレコーダ導入助成対象機種が追加されました	16
ドライバー等安全教育訓練促進助成の対象は、 兵庫県内の営業所に勤務するドライバー、管理者等です。	16
○ 陸災防のページ	17
○ 会員だより	25
○ 協会日誌	28

兵ト協 新役員決定

平成21年5月27日開催の第46回通常総会において、平成20年度一般会計報告・収支決算報告、交付金事業報告・収支決算報告並びに地方貨物自動車運送適正化収支決算報告について原案どおり承認された。

任期満了に伴う役員の改選を行い新体制で協会運営に当ることになった。

新たに、選任された役員は下記のとおりです。

記

会 長 福永 征秀 (信栄運輸株)

副 会 長 松原 丈夫 (三田運送株)

亀田 昌廣 (柳原運輸株)

坂尾 洋南 (富士運輸株)

出雲 武 (出雲運送株)

北野 穰 (姫路合同貨物自動車株)

森川 武夫 (株)共栄運送)

理 事 ○原岡 謙一 (株)原岡運送店)

(東 部) 寺本 徳成 (株)ブルーテック)

吉田 勝行 (株)ヨシダ商事運輸)

○溝口 昭夫 (日新自動車運送株)

村上 功 (栄進急送株)

月城 誠一 (株)月城商運)

(西 宮) ○龍山 長夫 (都宝産業株)

藤本 博士 (津門株)

北本 幸隆 (西宮貨物運輸株)

(丹 有) ○川口 武 (石見サービス株)

池尻 博史 (大陽運送株)

永井 謙三 (協栄運輸株)

(東神戸) ○堀 秀夫 (和歌山運送株)

瀬川 義雄 (株)瀬川運送店)

増本 和正 (ますもと運輸株)

榊 順三 (株)コープムービング)

川瀬 武晴 (菱神運輸株)

(神戸中央) ○松村 守 (株)マツムラ)

平戸彌太郎 (平戸梱包運送株)

鳥居豊太郎 (野田屋運送株)

(兵 庫) ○中川 道明 (株)宝照貨物)

山口 一幸 (山口運送)

(西神戸) ○小松 俊博 (日の丸運送株)

南 研泰 (南運送株)

稲井 博行 (和光運輸株)

(明 石) ○藤井 和重 (株)メイカ)

川崎 智聖 (川崎運送株)

藤原 康雄 (明石運輸株)

碓永 良三 (碓永自動車株)

(北 播) ○櫻井 光男 (加西合同貨物自動車(株)) 飛田 一季 (飛田運送(株))

(東 播) ○河合 勝 (三幸運送(株)) 山田収二郎 (木下運輸(株))
 光山 昌世 (愛運輸(株)) 大橋 信仁 (株)ロジネクス)

(西 播) ○濱田 長伸 (株)浜田運送) ○黒田トオル (黒田運輸(株))
 小西 高男 (西播通運(株)) 大谷 和弘 (日伸運輸(株))
 中須 広剛 (日本通運(株)) 竹内 俊介 (姫路合同貨物自動車(株))
 門崎 初一 (兵庫丸門運輸(株)) 河田 勝幸 (龍野運送(株))
 谷井 巖 (谷井運輸(株)) 櫻井 進 (中播運輸工業(有))

(但 馬) ○田村 哲雄 (養父興産運輸(有)) 三田 繁盛 (三田貨物運送(株))

(淡 路) ○尾上 昌史 (淡路共正陸運(株)) 松井 英樹 (松井開発運輸(株))

(本 部) ○吉岡 英 (日本通運(株)) 櫻井 典子 (女性経営者部会・中播運輸工業(有))
 赤松 茂安 (青年部協議会・(株)兵庫中部運輸)

専務理事 太田 啓三 (事務局)

常務理事 荻野 喜平 (事務局)

常務理事 北村 良 (事務局)

監 事 山口 昇 (株)西脇急配社) (北播) 宮本 裕幸 (三輪貨物自動車(株)) (東播)
 石丸鐵太郎 (弁護士) (本部)

※ ○印は常任理事





行政からのお知らせ



国土交通

この度、国土交通省自動車交通局安全政策課長並びに貨物課長から全日本トラック協会に下記の通達が発信され、関係事業者に対して、周知徹底の依頼がありました。

日頃より安全管理には特段の注意を払われていることと存じますが、毒物及び劇物の運搬を行うに当たっては、関係法令を遵守の上、格段の注意を払って行うよう徹底をお願いします。

国 自 安 第 24 号

国 自 貨 第 36 号

平成21年 6 月12日

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長
貨物課長

毒物及び劇物輸送の適切な取扱いについて

さる 6 月 9 日、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）において劇物に指定されている物質（蓚（シュウ）酸）を輸送中、同物質が固縛不良により落下紛失するという事案が発生したところであり、このような事案が発生したことは、誠に遺憾である。

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）は、言うまでもなく人体に害を及ぼすおそれがあることから、その取扱いには厳重な注意を要するものである。また、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年 9 月28日政令第261号）第40条の 4 第 3 項において、毒劇物を車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること、また、積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていることが基準とされているところである。

今回の事案と同様の毒劇物の運搬を行うに当たっては、関係法令を遵守の上、格段の注意を払って適切な取扱いを行うよう、至急、傘下会員事業者に対して周知徹底を図られたい。

社団法人 全日本トラック協会交通・環境部長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課

事故防止対策推進官

メールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信について

平成21年 3 月にとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」において、業界全体で事故情報を共有化するため、自動車運送事業者から事故報告等を受けたもののうち重大なものの情報を発信すべきとの提言がなされたことを受け、このたび、メールマガジン「事業用自動車安全通信」を 6 月 1 日より配信することから、下記による配信登録の受付を開始します。

事業者、運行管理者の方々におかれましては、本メールマガジンによる事故情報等を他山の石として再発防止に活用していただき、安全体質の向上に努めて頂くことを期待しています。このほか、自動車交通局からのお知らせ等についても、今後、配信していく予定です。

つきましては、貴会傘下会員に対し、本メールマガジンについて、周知を図られるようお願いいたします。

記

1. 本メールマガジンの配信登録は、以下のアドレスから行ってください。なお、国土交通省ホームページからリンクされていないので、直接入力するようお願いいたします。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>
2. 入力フォームにおいては、メールアドレス、職業、職種等を入力して頂きます。なお、登録頂いたメールアドレス等の情報は、本メールマガジンの配信以外には使用しません。
3. 本メールマガジンは、主として事業者、運行管理者に配信するものであることに留意して下さい。

平成21年 7 月 1 日

引越業務をされる事業者のみなさまへ(お願い) 家庭の引越廃棄物の処理について

1. 引越時に出る大型ゴミ・一時に大量のゴミの取扱い(引越廃棄物)について

引越時に発生する大量のゴミ・大型ゴミ(タンス等)は一般廃棄物に該当し、自治体では家庭用ゴミとしては収集しません。引越事業者は、引越しされる消費者にかならず一般廃棄物に該当することを説明して下さい。

(神戸市では老朽化した市住宅の建て替えによる一斉転居をされていますので、注意してください)

一般廃棄物の処分方法(有料)

- (1) 消費者自身が市の焼却施設に持って行く
- (2) 一般廃棄物収集運搬許可業者、もしくは市に依頼する(市によって収集しないところもあります)
- (3) 一般廃棄物収集運搬許可を持っている引越事業者(第三者)に依頼する
 - 一般廃棄物を処分するには、一般廃棄物処理業(法第7条)の許可が必要です
 【一般廃棄物収集運搬許可がなく、やむを得ず廃棄物処分の依頼を受けるときは、かならず依頼者から委任状を収受しなくてはなりません】→ ただし、直接処分場に持ち込むことは出来ません。
 - ※委任状に①、②が記載されていれば、所定の場所まで運搬することができる
 - ① 廃棄物の種類と数量、及び引越事業者が管理する所定の場所
 - ② 一般廃棄物収集運搬業者名、及び処分業者への引き渡し日

2. 廃家電4品目の取扱い(処分)について

- (1) 引越の時、消費者の方が廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含)、洗濯機)を処分されるときは、次の事に注意をしてください。
 - ① 廃棄物収集運搬業の許可を得ていない引越事業者 → **× 引取ができない**
 【消費者には、家電小売業者もしくは自治体に引取を依頼してもらってください】
 - ② 一般または産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている引越事業者 → **○ 引取ができる**
 【家電リサイクル券が貼られた廃家電を引取り、製造業者の指定引取場所まで運搬ができる】
 - ③ 家電製品の販売ができる引越事業者(家電小売業者に該当) → **○ 引取ができる**
 【廃家電を引取り、製造業者への引き渡しまでの過程において、責任を持って家電リサイクル券の交付、回付、保存など適正な処理と厳格な監理をする】
 (廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託することもできる)
- (2) 製造業者の指定引取場所
 指定引取場所は、製造業者別(Aグループ・Bグループ)に分かれている。

指定引取場所

 Aグループ：神戸市東灘区向洋町、姫路市白浜町宇佐崎、豊岡市江本上、南あわじ市広田広田
 Bグループ：神戸市東灘区向洋町、姫路市飾磨区中島、豊岡市上佐野、淡路市志筑新島

製造業者

 Aグループ：パナソニック、東芝、ダイキン工業、日本ビクター
 Bグループ：三洋電機、シャープ、ソニー、日立製作所、三菱電機、メーカー不明品
- (3) 家電リサイクル諸費用(郵便局振込方式・販売店回収方式)
 - ① リサイクル料(品目別にかかる)
 - ② 収集運搬料
- (4) パソコンを廃棄するときは、メーカーに依頼(インターネットで確認)してもらう。

No. _____

委 任 状

平成 年 月 日
(引越廃棄物依頼者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

[代理人] [引越請負事業者]

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

事業許可番号 ()

記

1. 引越に伴う下記の廃棄物を、貴社が管理する「所定の場所」に運搬すること。

種 類	数	量
可燃物 (他)		m ³ 個
不燃物 (他)		m ³ 個
混 合 (他)		m ³ 個
粗大ゴミ (他)		m ³ 個
合 計		m ³ 個

該当する[m³・個]に○をつける

所定の場所 _____

2. 上記の廃棄物を、一般廃棄物収集運搬許可を持っている下記事業者に引き渡すこと。

事業者名: _____

住 所: _____

許可番号 ()

処 理	処分業者への引渡日	平成 年 月 日	担当者印	
-----	-----------	----------	------	--

平成21年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目 的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さで気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成21年 7 月15日(水)から 7 月24日(金)までの10日間
(運動初日の 7 月15日は、「交通安全意識を高める日」)

3 主 唱

兵庫県交通安全対策委員会

4 運動重点

高齢者と子どもに対する交通安全の取組を強化するとともに、自転車の安全利用の推進、後を絶たない飲酒運転の根絶及び交通事故被害軽減対策の実施など、県民の交通安全意識を高め、交通事故死傷者数の更なる減少を図るため、次の重点を定める。

- (1) 高齢者と子どもの交通安全
- (2) 自転車の交通安全
- (3) 飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 運動重点に関する主な推進項目

重点 1 高齢者と子どもの交通安全

高齢者と子どもの交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者と子どもに対する保護意識を醸成し、高齢者と子どもの交通事故を防止する。

- ◆ 地域メディア、インターネット等あらゆる広報媒体を活用した「高齢者交通安全の日」(毎月15日)の普及啓発

- ◆ 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底
 - ◎ 高齢者自身による身体機能の変化の正しい自覚に基づく安全行動の実践
 - ◎ 高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護誘導活動の促進
 - ◎ 高齢運転者標識（以下、高齢者マークという。）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
 - ◎ 改正道路交通法の施行（平成21年6月1日）に伴い、75歳以上の運転者の免許更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことの周知徹底
- ◆ 高齢者と子どもへのやさしさと思いやりのある運転の励行
- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解の向上と安全行動の実践
- ◆ 夜間外出時における夜光反射材等の活用促進

重点2 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーを向上させることにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日交通対策本部決定）にある「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による安全利用の促進
 - ◎ 車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先等、自転車の通行方法の指導の徹底
 - ◎ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用運転等の危険性の再認識による安全通行の徹底
 - ◎ 前照灯の早め点灯の励行
 - ◎ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
 - ◎ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の促進
- ◆ 自転車の安全性の確保
 - ◎ 自転車の点検整備の励行
 - ◎ 自転車の事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
 - ◎ 夜光反射材等の活用促進

※ 自転車安全利用五則（平成19年7月10日 交通対策本部決定）

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

重点3 飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない」という決意の下に、飲酒運転の根絶を図るとともに、運転者の交通安全意識を高め、悪質・無謀運転の根絶を図る。

- ◆ 地域、職場、家庭等における飲酒運転等悪質・無謀運転を許さない環境づくりの促進
- ◆ 各種広報媒体の活用による飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- ◆ 飲酒運転等悪質・無謀運転等の危険性、交通事故の悲惨な結果等を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進
- ◆ 改正道路交通法の施行（平成21年6月1日）に伴い、悪質・危険運転者の運転免許欠格期間の延長及び飲酒運転等の行政処分が強化されたことの周知徹底
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進
- ◆ 暴走を「しない」「させない」「見に行かない」運動の推進

重点4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

活発な着用啓発活動を展開し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 地域メディア、インターネット等あらゆる広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及徹底
- ◆ 全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることの周知と着用の徹底
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
- ◆ チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
- ◆ 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底

大阪府からのお知らせ

環 交 第 1140 号
平成21年 6 月10日

各 関 係 者 様

大阪府環境農林水産部
環境管理室交通環境課長

大阪府生活環境の保全等に関する条例違反事件被疑者の逮捕について(周知)

日ごろから、大阪府の環境行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記条例により平成21年 1 月 1 日から大阪府流入車規制が実施され、車種規制適合車等に対して、本府が交付する適合車等標章を表示することを義務付けているところです。

今般、運送会社を経営する被疑者らが、同条例第40条の26第 1 項（適合車等標章の不正使用等の禁止）の規定に違反し、本府が他の適合車に発行した適合車標章を複写して偽造し、非適合車の車内フロントガラス前に差込み掲出して、同車両を運行し、本年 6 月 3 日に逮捕されるという事件が発生しました。

これらの行為は、流入車規制の制度への信頼を根底から揺るがすものであり、また、同制度への対応を真摯に行っている運行者等の公平感を著しく損なう、極めて許しがたい犯罪になりますので、本事件について周知させていただきます。

なお、適合車等標章を車内フロントガラス前へ差込み掲出することは、適正な表示ではありませんので、条例の規定どおり、対象自動車の前面の右側の見やすい箇所にはり付けるよう、ご注意ください。

(参考) 大阪府生活環境の保全等に関する条例

●第40条の26第 1 項

何人も、行使の目的をもって、適合車等標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る適合車等標章を使用してはならない。

●第112条

次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第40条の26第 1 項の規定に違反した者

連絡先：
大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課
自動車排ガス規制・指導グループ
佐名木
TEL:06-6944-9251、FAX:06-6941-5778

(参 考) 大阪府警察ホームページ(平成21年6月5日(金)時点)より抜粋

検挙速報・6月4日(木曜日)掲載[大阪府警察]

大阪府生活環境の保全等に関する条例違反等事件被疑者の逮捕[本部交通捜査課、本部高速道路交通警察隊、西堺警察署]

6月3日(水曜日)、会社役員ら4人を、大阪府生活環境の保全等に関する条例違反・道路運送車両法違反事件被疑者として逮捕しました。

大阪府では、自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出ガス基準を満たさない車両(車種規制非適合車)の府内への流入規制を本年1月1日から開始しましたが、運送会社に勤める被疑者らは、大阪府が他の適合車に発行した適合車標章を複写して偽造し、非適合車の車内フロントガラス前に差し込み掲出し、更に無車検で同車両を運行したものです。



高速道路からのお知らせ

平成21年 6 月19日

東日本高速道路(株)
中日本高速道路(株)
西日本高速道路(株)

通勤割引と平日昼間割引の割引条件を変更します

～100kmを超えるご利用の場合も、最大100km相当分に割引を適用します～

NEXCO東日本／中日本／西日本では、平成21年3月13日に発表した高速道路の料金引下げの一環である、通勤割引及び平日昼間割引の距離制限緩和を、7月8日から実施します。

また、平日昼間割引は1日2回までの回数制限がなくなり、割引時間帯も拡大します。

1. 通勤割引の割引条件の変更

①100kmを超えるご利用の場合も、大都市近郊区間(表1)を除く最大100km相当分について最大50%割引を適用

【平成21年7月8日以降の適用条件】

適用区間：東京・大阪の大都市近郊区間(表1)を除く全国的高速道路

ただし、一部の道路を除く(表2)

適用日：毎日

対象車：ETC車(全車種対象)

割引率：最大100km相当分について最大50%

時間：6時～9時、17時～20時(表3)

適用回数：各時間帯でそれぞれ最初の1回目のご利用に限り適用

2. 平日昼間割引の割引条件の変更

①100kmを超えるご利用の場合も、大都市近郊区間(表1)を除く最大100km相当分について最大30%割引を適用

②「9時～17時」としている割引適用時間帯を、「6～20時」に拡大

③回数制限なし(「1日2回」の回数制限はなくなります。)

【平成21年7月8日以降の適用条件】

適用区間：東京・大阪の大都市近郊区間(表1)を除く全国的高速道路

ただし、一部の道路を除く(表2)

適用日：月曜日から金曜日(祝日を除く)

対象車：ETC車(全車種対象)

割引率：最大100km相当分について最大30%

時間：6時～20時(表3)

※ 表1. 2. 3. に関しましては、NEXCO西日本ホームページ
(<http://corp.w-nexco.co.jp/corporate/release/hq/h21/0619/>) をご参照下さい。

事務局からのお知らせ

平成21年度自家用軽油供給施設整備支援助成事業の概要

1. 事業の主旨

原油価格変動情勢に対応するため、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むトラック運送事業者、またはトラック運送事業協同組合ならびにトラック運送事業協同組合連合会が、軽油供給施設を新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合に、その費用の一部を支援するもの。

2. 主な助成要件

市町村より危険物取扱所の完成検査済証（平成21年4月1日以降）の交付を受けたもの

3. 助成対象者

- ・ 会員事業者
- ・ 協同組合・連合会

※ 会員事業者（但しグループ会社、系列会社等を含む）、協同組合・連合会による交付申請は1施設・1基1回限りとする。

※ 平成20年度に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者（グループ会社、系列会社等を含む）、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

4. 助成金額

軽油供給施設の新設（設置1箇所分のみ）

会員事業者、協同組合・連合会 200万円

軽油専用タンク増設（1基分のみ）

会員事業者、協同組合・連合会 50万円

5. 助成金予算

10,000万円

6. 申請受付期間

平成21年7月15日（水）～平成21年9月15日（火）

申請受付期間内に予算総額に達した場合には、助成金の交付を終了し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、組合・連合会に通知するものとする。

但し、助成金の交付が予算総額に達しない場合は申請期間を延長し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、組合・連合会に通知するものとする。

7. 申請手続き

助成金申請書、完成検査済証並びに施設整備に係る関係資料の写しを提出

8. 申請先

トラック協会会員事業者は、各都道府県トラック協会

トラック運送事業協同組合並びにトラック運送事業協同組合連合会は、全日本トラック協会

担 当	(社)兵庫県トラック協会 経理部 本岡 TEL 078-882-5556
--------	--

運行管理者試験事前講習会開催のご案内

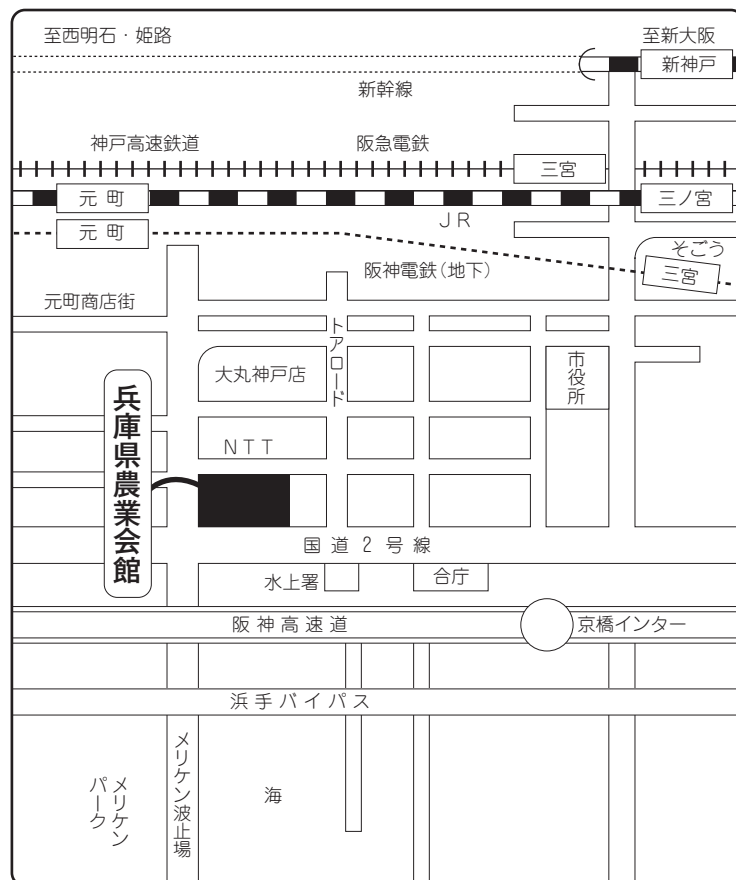
平成21年 8 月23日(日)に開催されます平成21年度第 1 回運行管理者試験に受験される方を対象に、運行管理者試験事前講習会を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。

参加を希望される方は、申込書(次ページ別紙)をコピーのうえ、8月7日(金)までにFAX(078-882-5565)にてお申し込み下さい。

なお、定員(180名)に達し次第、締め切らせていただきます。

記

1. 日 時 平成21年 8 月10日(月) 13時から17時
2. 場 所 兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地 TEL 078-333-5951



- ◆JR・阪神「元町」駅
東口下車南徒歩約5分
- ◆阪急「三宮」駅西口
下車西南徒歩約15分
- ◆新幹線「新神戸」駅
からタクシー約15分

※尚、駐車場はございませんので公共交通機関をご利用下さい。

(注) 運行管理者試験問題集を教材として使用いたします。

なお、教材となる右の問題集は当該講習会を受講される方に限り、協会一括購入のため通常価格より安価な一部2,050円で販売いたします。

(既に問題集を購入されている方は、当日ご持参下さるようお願いいたします。)

【使用する問題集】
運行管理者試験(貨物)
受験対策問題集

解答・関係法令付き
第23版〔平成21年5月改訂〕
日通総合研究所
カーゴニュース

問い合わせ (社)兵庫県トラック協会 適正化事業部
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565



(別 紙)

運 行 管 理 者 試 験 事 前 講 習 会 申 込 書

(社)兵庫県トラック協会
適 正 化 事 業 部 宛
(FAX 078-882-5565)

ふりがな

.....

受験者名

会 社 名

電話番号

ドライブレコーダ導入助成対象機種が追加されました

コスモシステム株式会社 DRS-0965

ICT事業部

宮城県名取市増田字関下93 TEL. 022-706-6795

**ドライバー等安全教育訓練促進助成の対象は、
兵庫県内の営業所に勤務するドライバー、管理者等です。**

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、協会会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成21年6月11日現在)

H21・6・10 (株) 大門 4,435円

6・11 (株) 瀬川運送店 908円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号 01170-6-54803
○口座名 社団法人 兵庫県トラック協会募金係

平成21年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

平成20年度にスタートした「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間は、平成20年度から24年度まで）では、この5年間で死亡災害を20%以上、死傷災害を15%以上減少させることを目標として掲げ、逐年、この目標達成に向けて災害の減少を図っていくこととしている。

計画の1年目である平成20年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害については、平成18年以降減少を続けているなかで、前年比3割近くの減少となっている。一方で、死傷災害については、平成18年以降の各年において前年を若干上回る発生状況となっているなかで、平成20年は、前年比1割近く上回る発生状況となっている。

また、近年の傾向として、死亡者数の約6割が交通労働災害によるものであり、死傷者数の約7割が墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等の荷役運搬作業における災害によるものとなっている。

このため、平成21年度においては、死亡災害の減少傾向を堅持し、また、死傷災害の大幅な減少を図ることを目指して、引続き交通労働災害の防止、荷役運搬作業の安全の確保等に努力を重ねていくこととしている。そして、先取り型の安全衛生対策として職場におけるリスク低減の取組みを進め、日常作業における危険予知活動（KY活動）の普及、リスクアセスメント（「危険性又は有害性等の調査等」）の手法の周知と普及、さらに、労働安全衛生マネジメントシステムの周知等を図っていくとともに、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と同ガイドラインに基づく職場での取組の推進を図っていくこととしている。

労働災害の防止を図るためには、経営者と従業員が一致協力して職場における安全衛生活動を組織的・計画的かつ効果的に推進し、職場の安全衛生管理水準を高めていくことが必要である。

このため、平成21年度の夏期労働災害防止強調運動は、全国安全週間の実施と相まって、労働災害防止に向けた経営トップの固い決意の下、各職場において、労働災害防止の重要性について認識を深め、安全活動の着実な実施を図ることとする。

2 実施期間

平成21年7月1日から7月31日まで

3 スローガン

- (1)陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガン
ヒヤリで済んだあの教訓 今日も活かそう 危険予知
- (2)全国安全週間スローガン
定着させよう「安全文化」つみ取ろう職場の危険

4 主 唱 者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び各都道府県支部

5 後 援

厚生労働省

6 実 施 者 会 員 事 業 場

7 主唱者の実施事項

(1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部の実施事項

ア 支部が行う交通事故・労働災害防止大会、安全研修会等や、陸運災防指導員会議、安全パトロール、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、交通労働災害防止モデル事業制度や労働災害事例研究会を通じての集団指導等について、支援・協力を行う。

特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部については、本部・支部一体となって効果的な取組を行うとともに、陸運災防指導員会議等において交通安全運転マップ活用K Y Tイラストシート、「やってみましょう危険予知トレーニング」（パンフレット）等を活用したK Y活動の普及促進、「リスクアセスメントイラストシート」等を活用したりリスクアセスメントの手法の周知と普及を図る。

イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

ウ 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

エ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等について周知徹底を図る。

オ 安全ポスター・のぼり等の作成配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会都道府県支部の実施事項

都道府県労働局・労働基準監督署、都道府県トラック協会等の支援・協力を得て次の取組を行う。

ア 多くの会員事業場の参加を得て交通事故・労働災害防止大会等を開催し、労働災害防止について業界全体の気運の醸成を図る。

イ 支部役職員、陸運災防指導員、厚生労働省委託事業の指導員等による「職場の安全衛生自主点検表」を活用した安全パトロール、個別指導、集団指導を実施する。

ウ 荷役運搬作業の「リスクアセスメントイラストシート」の活用によりリスクアセスメントの手法の周知と普及に努める。

荷主の協力を得て積卸し作業の内容の確認を行い、作業指示書の活用と運転者を安心して送り出すための「安全作業連絡書」の周知と普及に努める。

陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート、「やってみましょう危険予知トレーニング」（パンフレット）等を活用する。

エ 広報誌等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。

オ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

カ 全国安全週間に係る行事を実施する。

キ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。

8 会員事業場の実施事項

ア 経営トップは、安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。

イ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。

ウ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

エ 全国安全週間に係る行事を実施する。

(注) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガンによる安全ポスターを新たに作成しました。
詳細は、ホームページ上の「安全衛生図書・用品カタログ」の項をご覧ください。

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人未満）

平成20年 9 月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点	検	項	目	
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐	している	☐	していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐	している	☐	していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	☐	している	☐	していない
4. 安全衛生管理体制				
（1）安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場）	☐	している	☐	していない
（2）安全衛生管理規程の作成	☐	している	☐	していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐	している	☐	していない
6. 安全衛生について労使で話し合う場の設置状況				
（1）設置しているか	☐	している	☐	していない
（2）開催状況（月1回以上）	☐	している	☐	していない
7. 安全衛生教育の実施状況				
（1）雇入れ時の教育	☐	している	☐	していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐	している	☐	していない
（3）作業内容変更時の教育	☐	している	☐	していない
（4）事故発生者に対する教育	☐	している	☐	していない
（5）運転適性診断	☐	している	☐	していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐	している	☐	していない
（7）腰痛予防のための作業従事者教育	☐	している	☐	していない
8. 健康管理				
（1）雇入れ時の健康診断	☐	している	☐	していない
（2）定期健康診断（年1回）	☐	している	☐	していない
（3）深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐	している	☐	していない
（4）健康の保持増進対策（健康づくり）	☐	している	☐	していない
（5）快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	☐	している	☐	していない
（6）過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	☐	月45時間以内	☐	月45時間超 月45～80時間 月80～100時間 月100時間以上
（7）時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐	している	☐	していない

9. 荷役運搬作業の安全対策

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 作業計画の作成 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン | | | |
| エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 | | | |
| (6) 定期自主検査（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 | | | |
| (7) 危険作業従事資格者の配置（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 | | | |
| エ 玉掛け作業 オ その他 | | | |
| (8) 保護帽・安全靴の使用 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

10. 交通労働災害防止対策

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 交通労働災害防止のための管理体制 | | | |
| ア 運行管理者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 適正な労働時間 | | | |
| ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出（イ～カの改善基準告示等の遵守） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 1か月の拘束時間（293時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 1日の拘束時間（13時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 休息期間（8時間以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 1日の運転時間（9時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 連続運転時間（4時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 走行管理 | | | |
| ア 走行計画の作成及び指示 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 走行経路の決定 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 点呼の実施 | | | |
| ①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等による把握 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 車両等の点検・整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| キ 異常気象時の措置 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ク 荷の適正な積載 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） | | | |
| ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 | | | |
| ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他 | | | |

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人以上）

平成20年 9 月改正

事業場名		従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目			
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない	
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない	
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない	
4. 安全衛生管理体制			
（1）総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	☐ している	☐ していない	
（2）安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	☐ している	☐ していない	
（3）衛生管理者の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない	
（4）産業医の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない	
（5）安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない	
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない	
6. 安全衛生委員会			
（1）設置しているか	☐ している	☐ していない	
（2）開催状況（月1回以上）	☐ している	☐ していない	
7. 安全衛生教育の実施状況			
（1）雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない	
（2）日常的教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない	
（3）作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない	
（4）事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない	
（5）運転適性診断	☐ している	☐ していない	
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐ している	☐ していない	
8. 健康管理			
（1）雇入れ時の健康診断	☐ している	☐ していない	
（2）定期健康診断（年1回）	☐ している	☐ していない	
（3）深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐ している	☐ していない	
（4）健康の保持増進対策（健康づくり）	☐ している	☐ していない	
（5）快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	☐ している	☐ していない	
（6）過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上	

(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐ している	☐ していない
9. 荷役運搬作業の安全対策		
(1) 作業計画の作成	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(6) 定期自主検査（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(8) 保護帽・安全靴の使用	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
10. 交通労働災害防止対策		
(1) 交通労働災害防止のための管理体制 ア 運行管理者の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(2) 適正な労働時間 ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(3) 走行管理 ア 走行計画の作成及び指示	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 走行経路の決定	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
エ 点呼の実施 ①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
カ 車両等の点検・整備	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
キ 異常気象時の措置	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ク 荷の適正な積載	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他		

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年4月 現在

登録技能講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫支部

講習名	講習日	講習会場	講習科目	定員	受講(予約)申込受付期間	受講料
第2回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1日目	学科	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 8月3日(月)～26日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目	実技	フォークリフトの走行の操作			
	3日目		フォークリフトの荷役の操作			
	4日目		実技試験			
第3回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1日目	学科	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 10月5日(月)～28日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目	実技	フォークリフトの走行の操作			
	3日目		フォークリフトの荷役の操作			
	4日目		実技試験			
第4回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1日目	学科	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成22年 2月1日(月)～24日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目	実技	フォークリフトの走行の操作			
	3日目		フォークリフトの荷役の操作			
	4日目		実技試験			
第2回 はい作業主担当者 技能講習会	1日目	学科	はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験	100名	平成21年12月14日(月)～ 平成22年1月8日(金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	6,500円 (6,191円) (消費税5%309円) 別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2日目					

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年 5 月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	75.08	78.30	89.22	79.33
出 光	74.66	79.75	80.27	
J エ ナ ジ ー	76.60		96.80	81.10
コ ス モ	73.80	75.13	85.90	
昭 和 シ ェ ル	74.75			81.00
モ ー ビ ル	73.50		84.50	
エ ッ ソ	73.55		90.10	102.00
そ の 他	75.08	76.76	80.38	80.65
総 計	74.72	77.00	86.09	81.87
21 ／ 4	全国平均	調 査 な し	80.42	80.21
	近畿平均		80.66	83.07

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年 6 月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年 7 月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年 8 月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年 9 月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年 1 月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年 2 月	77.65	82.01	91.24	86.33
平成21年 3 月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年 4 月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年 5 月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年 6 月	74.72	77.00	86.09	81.87
年 間 平 均	103.28	106.28	113.87	112.05

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
21.5.22	北 播	一般 利用	ア ペ ッ ク ス 生コンクリート工業(株)	菅 野 功	〒673-1425 加東市西古瀬1269番地 2 ☎ 0795-42-9292 FAX 0795-42-9293
5.25	神 戸 中 央	一般 利用	JPエクスプレス(株)	森 本 壽 一	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 6 丁目 2 - 1 ☎ 078-955-0412 FAX 078-955-0419
6.2	東 播	一般 利用	(有) コ ウ ベ ロジスティクス	藤 田 富 夫	〒673-0433 三木市福井 2 丁目 5 番28号 ☎ 0794-83-1923 FAX 0794-83-1943
6.17	西 播	一般 利用	三 徳 機 械 (株)	金 田 一 郎	〒671-1631 たつの市揖保川町山津屋37- 1 ☎ 0791-72-2356 FAX 0791-72-2416

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
21.6.3	東 部	一般 利用	前 田 運 送 店	前 田 正 明	事業廃止
6.12	西 播	一般 利用	(有) 福 井 運 輸	福 井 孝 一	休止のため

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
21.5.25	P.36	名 称	(有) 藤 岡 運 送	(株) 藤 岡 運 送
5.26	P.109	合 併	福通エクスプレスウエスト(株)	福通エクスプレス(株)
5.27	P.94	住 所	(株) ケ イ ケ イ ユー 神戸市兵庫区中之島 2 - 1 - 8	〒652-0844 神戸市兵庫区中之島 1 - 1 - 4
5.28	P.63	代 表 者	大 神 商 事 (株) 左 貫 彰 彦	多 留 健太郎
5.29	P.104	住 所	(有) 栗 島 運 送 神戸市兵庫区中之島 2 丁目 1 - 8	〒652-0844 神戸市兵庫区中之島 1 - 1 - 3
6.2	P.37	住 所	リ キ 産 業 (有) 宝塚市山本丸橋 3 丁目84- 5	〒662-0934 西宮市西宮浜 3 丁目22

21.6.2	P.15	代表者2名	阪神特殊自動車(株) 足立君弘	足立裕亮・足立君弘
6.3	P.176	代表者2名	信栄運輸(株) 福永征秀	福永征秀(会長) 福永吉秀(社長)
6.8	P.191	住代 表者	(株)ラパサービス 姫路市北平野南の町11-3 大塚茂樹	〒671-0811 姫路市野里346 小山京次
6.10	P.187	代表者	(有)堀元建材 堀元勝利	堀元昇
6.11	P.66	名称	(株)阪急カーゴサービス	プラスカーゴサービス(株)
6.12	P.183	代表者	播信ビジネスサービス(株) 三木正己	川崎哲博
6.12	P.188	代表者	丸二運送(株) 柳高雄	米田徳夫
6.12	P.183	代表者	(株)ハマダ 帽田八郎	丸尾昭宏
6.15	P.3	代表者	植田運送(株) 植田洋生	植田節生
6.17	P.60	代表者	ケイヒン陸運(株) 加藤武雄	長野宏
6.19	P.15	代表者	野崎運輸(株) 矢達治	矢達博史
6.22	P.85	代表者	三輪貨物自動車(株) 大西一樹	金川秀一

かなしみ

年月日	支部名	氏名	会社名
21.5.7	北播	芦田登司郎様	登真商事(株)
5.18	西神戸	今村楠彦様	(有)丸京運送
5.24	東部	植田洋生様	植田運送(株)





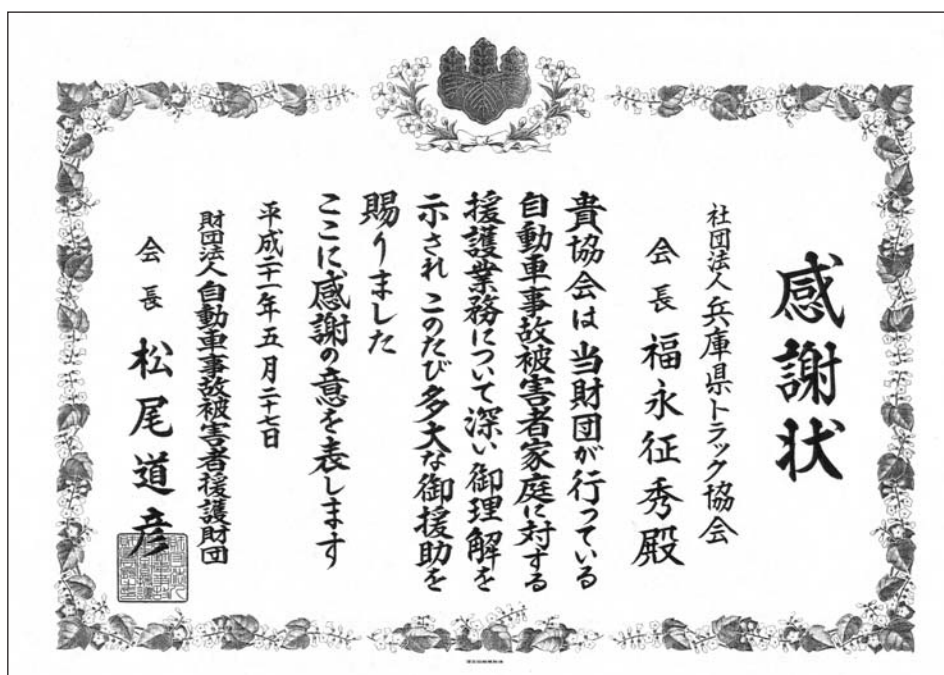
大亀様 濱田様

よろこび ご受賞おめでとうございます。

21.6.9	陸 運 関 係 功 労 者 (経 営 者) 近畿運輸局長表彰受賞	大 亀 保 彦 氏 (株) 大 木 産 業)
		濱 田 長 伸 氏 (株) 浜 田 運 送)

ご協力ありがとうございました

H21・5・27 (財)自動車事故被害者援護財団へ寄贈いたしました。



総会会場で贈呈し、感謝状を受ける。

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
6・1	西宮地区低公害車普及等推進協議会 西宮市CNG車普及促進モデル地域協議会 近畿トラック協会との連絡会	西宮市役所 西宮市役所 運輸局	6・19	取扱部会「平成21年度通常総会・見学会」	岐阜市他 「十八楼」
2	安全性評価事業研修会 スタンプラリー実行委員会	西播支部 兵ト協	22	K T S 正副会長会議	奈良市
3	安全性評価事業研修会	和 田 山 ジュビターホール	23	兵青協「第2回評議員会」 近ト協 正副会長会議 近ト協 理事会	兵ト協 新阪急 新阪急
4	フォークリフト運転技能講習会(学科) 運行管理者基礎講習 (財)貨物自動車運送事業振興センター 第57回評議員会 全ト協 第195回常任理事会・第141回理事会合同会議 道路運送経営研究会 評議員会	兵ト協 神戸海洋 博物館 全ト協 全ト協 全ト協	24	はい作業主任者技能講習会 (財)兵庫県交通安全協会 正・副会長会議 (財)兵庫県交通安全協会 通常理事会・評議委員会	兵ト協 楠公会館 楠公会館
5	「地球と共生・環境の集い2009」	兵庫県公館	25	はい作業主任者技能講習会 全ト協 通常総会 スタンプラリー実行委員会	兵ト協 第一ホテル 東京
6	尼崎市環境フェスタ2009 「天狼会」総会	阪神尼崎 駅前広場 クラウンプラザ 神戸	26	自動車及び観光関係永年勤続者表彰 食品部会平成21年度総会 タンクトラック部会総会	KKRホテル 大阪 マンガリス パレス 山田屋
7	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター	30	総務委員会	
8	正副会長会議 全ト協交通対策委員会 輸送秩序確立委員会担当副会長・正副委員長会議	兵ト協 全ト協 兵ト協	— 7月の予定 —		
9	スタンプラリー実行委員会 陸運及び観光関係功労者表彰 全ト協第30回環境問題対策委員会 全ト協鉄鋼部会第64回総会 近ト協 幹事会 運輸安全マネジメント及び下請荷主 適正取引推進ガイドライン研修会 自動車関係団体連絡会議	兵ト協 全ト協 兵ト協 シュラトン都 ホテル大阪 全ト協 クラウンプラザ 神戸 シュラトン都 ホテル大阪 兵ト協 自動車会館	7・1	近畿地区高速道路パトロール実施機関 連絡協議会平成21年度定時総会 近ト協 幹事会	大ト協 大ト協
10	中小トラック事業者構造改善支援事業申請手続き説明会	兵ト協 西部 研修センター	2	輸送秩序確立委員会 三木会	兵ト協 兵ト協
11	グリーン経営講習会 陸災防 近畿ブロック事務局連絡会議	梅 田 スカイビル22階 奈良県 トラック協会	3	運行管理者基礎講習 グリーン物流セミナー	兵ト協 神戸海洋 博物館 WTCコスモ タワー2F
12	中小トラック事業者構造改善支援事業申請手続き説明会 兵庫県大気環境保全連絡協議会 定期総会	神戸中央港湾 労働者福祉センター 兵庫県会館	6	海コン部会役員会 海コン部会通常総会	兵ト協 兵ト協
13	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター	7	平成21年度 兵庫労働局安全衛生表彰式 平成21年度 兵庫ゼロ災推進大会 自動車関係団体連絡会議	兵庫県会館 兵庫県会館 自動車会館
14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター	8	ダンプ部会第12回情報交換会 交通安全県民大会準備会議	兵ト協 ひょうご 女性交流館
15	第13回兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会 兵ト協 東部支部 総会	クレフィール 湖 東 ホテルニュー アルカイック	9	全国専務理事業務連絡会議	全ト協
16	百貨店部会「平成21年度定時総会」	兵ト協	10	交通対策委員会 重量・鉄鋼部会総会	兵ト協 第一楼
17	全国支部事務局長・交通労災防止指導員合同会議	メルパルク 東京	18	第37回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転 免許試験場
18	引越部会 正副部会長・監事合同会議 引越部会 委員会 運輸安全マネジメント及び下請荷主 適正取引推進ガイドライン研修会 全ト協重量部会「平成21年度総会」	兵ト協 兵ト協 西播支部 米 子 全日空ホテル	24	全ト協 第11回情報化推進委員会	全ト協
			29	NASVA安全マネジメント講習	兵庫県農業 共済会館
			30	第8回神戸市自動車公害対策推進連絡会	神戸市役所3号館 2階環境局大会議室
			— 8月の予定 —		
			8・7	近畿トラック協会 幹事会	兵庫県会館
			10	運行管理者試験事前研修会	神戸ポート ピアホテル
			23	第1回運行管理者試験	